

平成27年度 九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間 横浜市実施要綱

目的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

期間

平成27年5月1日（金）～5月31日（日）の1か月間

スローガン

自転車も のれば車の なかまいり

重点

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 自転車の点検整備の促進



ルールちゃん



まもるくん

◆◆平成26年中の自転車事故発生状況◆◆

	全事故			自転車		
	件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)	件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)
横浜市	10,989	66	12,815	2,200	4	2,167
前年	12,248	61	14,377	2,517	6	2,446
前年比	-1,259	5	-1,562	-317	-2	-279
構成率 (%)				20.0%	6.1%	16.9%
神奈川県内	30,434	185	35,998	6,916	23	6,801
前年	33,847	168	40,389	7,799	24	7,664
前年比	-3,413	17	-4,391	-883	-1	-863
構成率 (%)				22.7%	12.4%	18.9%

◆◆自転車事故年齢層別死傷者数内訳◆◆

15歳以下 20.1%	16～19歳 9.7%	20～29歳 14.1%	30～39歳 14.6%	40～49歳 15.5%	50～59歳 10.2%	60～64歳 4.3%	65歳以上 11.5%
----------------	----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	----------------	----------------

自転車安全利用5則

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は**歩行者優先**で、車道寄りを**徐行**
4. 安全ルールを守る
5. 子ども（13歳未満）はヘルメットを着用

悪質自転車運転者に安全講習の義務化

道路交通法施行令の一部改正（平成27年6月1日施行）

○信号無視、酒酔い運転など14項目の違反を「危険行為」と定め、3年以内に2回以上摘発された自転車運転者は、安全講習を受けることになります。



各機関・団体の主な取り組み



共通事項

1. 運動の重点に基づき、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
2. 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
3. 自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかけます。

横浜市・区

1. 各区で自転車の関係する交通事故実態に即した交通安全運動の実施を計画するとともに、関係機関・団体と連携を図り、運動を推進します。

(神奈川県による自転車交通事故多発地域の指定)

2. 各区において参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
3. 新中学生・新高校生を中心に、交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける横浜市オリジナルのリーフレットを配布して、幅広く周知を図ります。

警察

1. 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導を強化します。
2. 自転車の通行方法に関する周知を推進します。
3. 参加体験型の交通安全教育等を積極的に推進します。
4. 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。

交通安全協会

1. キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場などでの自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
2. はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のマナーに関する知識を市民に幅広く周知します。

地域・家庭

1. 子ども（13歳未満）が自転車を運転するときや、子どもを自転車に乗せるときは必ず自転車用ヘルメットを着用させるようにします。
2. 自転車利用時のルールとマナーの大切さについての意識を高めます。
3. 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合います。

教育関係

1. 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導を充実します。
2. 自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

1. 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
2. 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局交通安全・放置自転車課
電話(671)2323